公　示　用

芽　室　中　学　校　受　電　設　備　改　修　事　業

芽　室　町　役　場
都　市　経　営　課

設　計　内　訳　書

出来高部分
検定内訳書

事業名　芽室中学校受電設備改修事業

一金　　円

第　　回

年　月　日

区分	名称	規格寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要	出来高%	金額(円)
1	純工事費		1	式			工期7.0か月		
2	現場管理費		1	式					
3	一般管理費		1	式					
4	契約保証費		1	式					
A	産業廃棄物処理費		1	式					
B	実施設計委託料		1	式					
5	事業価格		1	式					
	再計				(	)			
6	消費税相当額	10.00%	1	式					
7	事業費合計		1	式					

区分		名　　称	規　格　寸　法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘　　要	出来高%	金額(円)
1		純工事費								
	1	共通仮設費		1	式					
	2	直接工事費		1	式					
		計								

区分	名　　称	規　格　寸　法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘　　要	出来高%	金額(円)
1	共通仮設工事								
	共通仮設費　電気改修		1	式					
	計								

区分	名　　称	規　格　寸　法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘　　要	出来高%	金額(円)
2	直接工事費								
1	受電設備改修工事		1	式					
	計								

区分	名　　称	規　格　寸　法	数量	単位	単価(円)	金 額 (円)	摘　要	出来高%	金 額 (円)
1	受電設備改修工事								
	コンクリートポール		4.0	本					
	根か・ボルト・底板		2.0	組					
	足場ボルト		34.0	本					
	支線ブロック		2.0	個					
	支線ロッド		2.0	本					
	軽量腕金	75×75×1800	4.0	本					
	機器アーム		5.0	本					
	高圧ピン碍子		3.0	個					
	高圧耐張碍子		18.0	個					
	引留クランプ・金具類		18.0	組					
	支線	38mm2	2.0	箇所					
	電線管	GLT82	1.0	本					
	電線管	GLT28	1.0	本					
	異種管接続材	82-80	1.0	組					
	異種管接続材	28-30	1.0	組					
	電線管	FEP80	10.0	m					
	電線管	FEP30	10.0	m					
	埋設標識シート	2倍長(W150)	10.0	m					
	高圧気中開閉器	方向性　200A　VTLA内蔵	1.0	基					
	防水スリーブ	200-38　カバー付	6.0	本					
	ロープフイッカー		1.0	組					

区分	名　　称	規　　格　　寸　　法	数量	単位	単価(円)	金 額 (円)	摘　　要	出来高%	金 額 (円)
	エスロンロープ		1.0	組					
	ロープガイド		1.0	組					
	ケーブル	6kV CV38-3C	30.0	m					
	ケーブル端末処理材	屋外用	2.0	個					
	電線	OC38s	300	m					
	根切	GL-1200 以下	9.0	m^3					
	埋戻		8.0	m^3					
	接地工事	A種 接地極埋設含む	1.0	式					
	作業機械経費	バックホウ・建柱車 高所作業車	1.0	式					
	クレーン作業費	電柱運搬	1.0	式					
	撤去費	装柱物のみ	1.0	式					
	耐圧試験費	主任技術者実施 休日日中	1.0	式					
	計								

区分	名　　称	規　格　寸　法	数量	単位	単価(円)	金 額 (円)	摘　要	出来高%	金 額 (円)
A	産業廃棄物処理費								
	産業廃棄物処理費		1	式					
	計								

区分	名　　称	規　格　寸　法	数量	単位	単価(円)	金 額 (円)	摘　要	出来高%	金 額 (円)
B	実施設計委託料								
	【実施設計】								
	直接人件費		2.75	人工					
	諸経費	直接人件費×110%	1	式					
	技術料等経費	(直接人件費＋諸経費)×15%	1	式					
	アスベスト調査	現地調査･図面調査	1	人					
	アスベスト調査	図面調査	1	人					
	計								

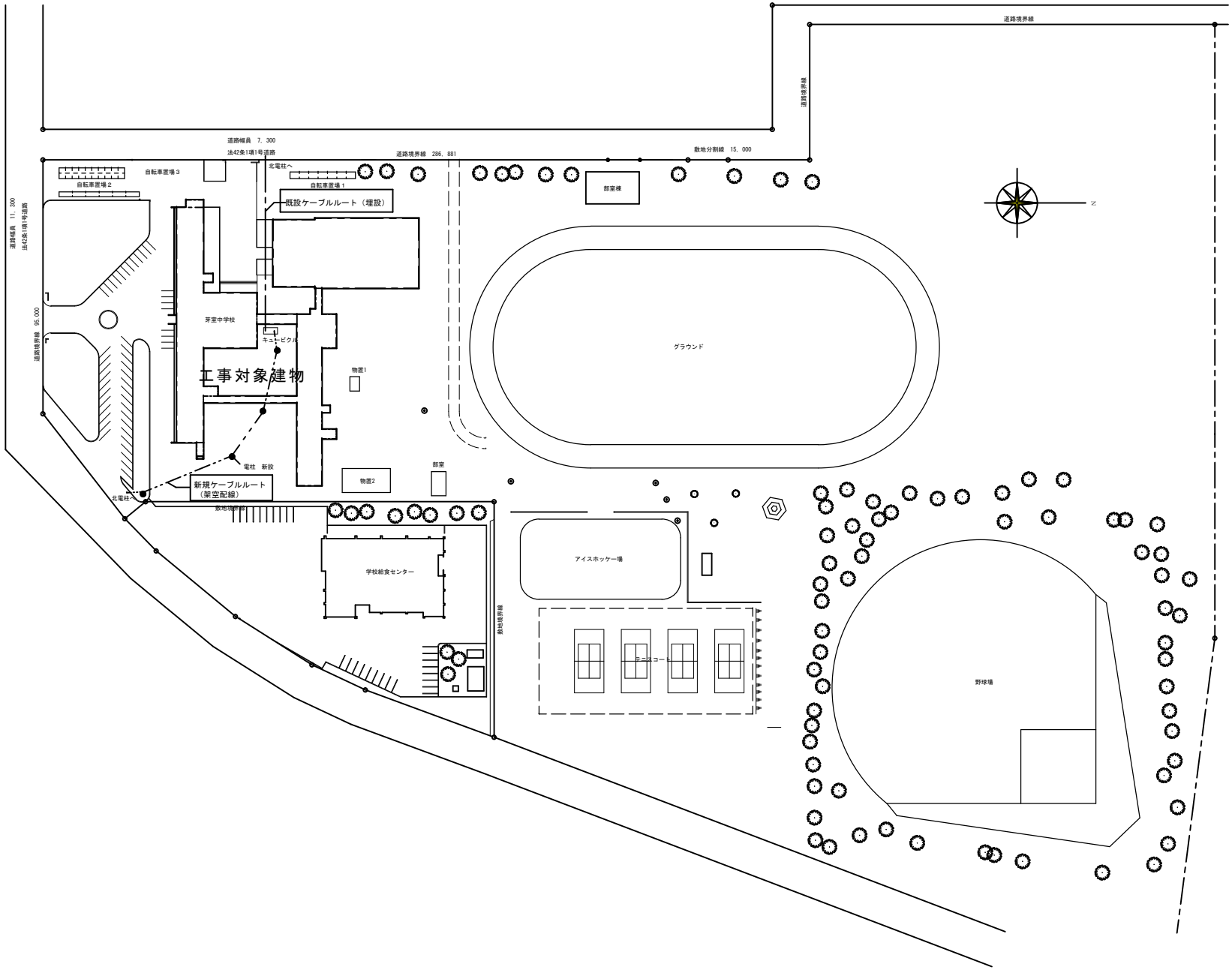

記事	芽室町	都市経営課 都市経営係 芽室町東２条２丁目１４番地 ＴＥＬ0155-66-5961 ＦＡＸ0155-62-4599	設計年月日 令和６年６月			工事名	芽室中学校受電設備改修事業			総数 2
			設計	製図	担当	図名	配置図	縮尺		図面 番号 1

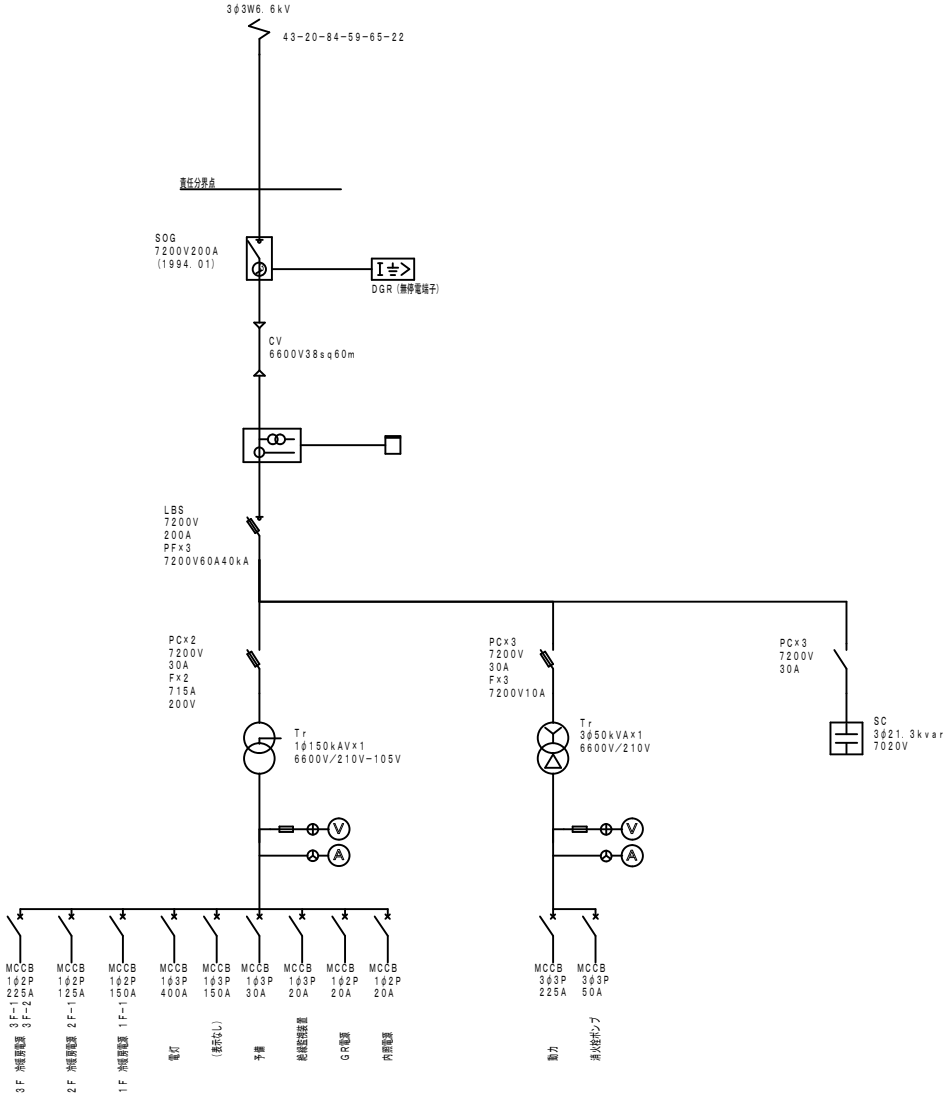

改修前

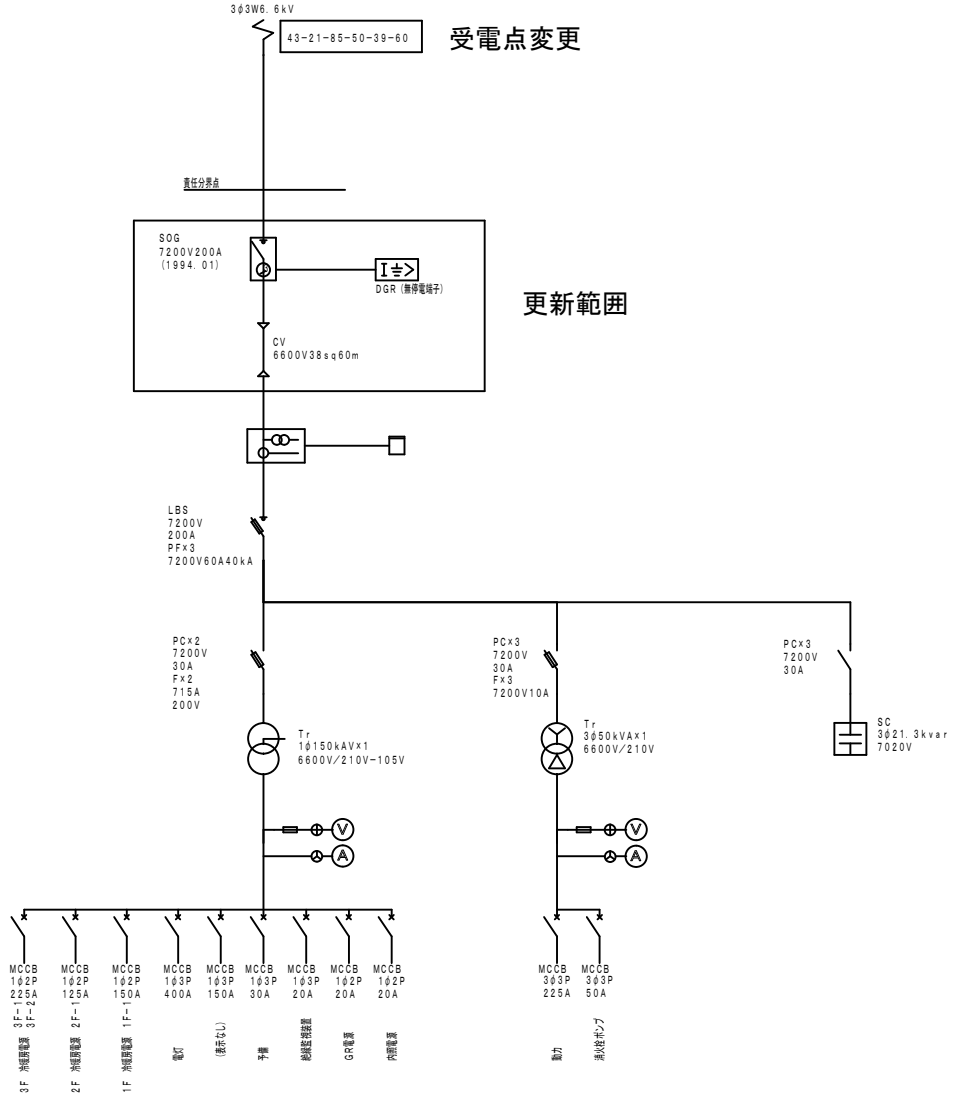

改修後

記事	芽室町	都市経営課 都市経営係 芽室町東２条２丁目１４番地 ＴＥＬ0155-66-5961 ＦＡＸ0155-62-4599	設計年月日 令和６年６月	工事名	芽室中学校受電設備改修事業		総数 2
			設計 製図 担当	図名	単線結線図	縮尺	図面番号 2

芽室中学校受電設備改修事業

要求水準書

2024年6月

芽　室　町

目次

第１章　総則 2
　１　要求水準書の定義及び位置付け 2
　２　本事業の目的 2
　３　基本方針 2
　４　事業概要 2
　５　適用法令及び基準等 3
　６　要求水準書等の変更 5
　７　要求水準書に記載のない事項 5
第２章　空調設備要求水準 6
　１　設計業務 6
　２　施工業務 7

第1章　総則

1　要求水準書の定義及び位置付け

本要求水準書は、芽室町（以下「町」という。）が「芽室中学校受電設備改修事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、町が事業者に要求する具体的な水準を示すものである。なお本書は、町が事業者に要求する最低限の水準であり、本書の示す水準を上回る水準で業務を実施することを妨げるものではない。

2　本事業の目的

芽室中学校の受電設備は、1994年設置の設備であり、設置から30年が経過している。当該建屋は今後も継続的に使用予定であり、安定した電気の供給を行うために、今回受電設備の更新をおこなう。

事業実施に当たっては、民間事業者の技術やノウハウを活かし、工事期間の短縮や財政負担等の縮減を図る。

3　基本方針

前項で記した本事業の目的を達成するため、以下の方針により事業を推進する。

（1）ライフサイクルコストの縮減

受電設備の更新に係る初期費用、エネルギーコスト、維持管理費用及び機器更新費用を含めたライフサイクルコストの縮減に配慮した設計を行う。

（2）環境への配慮

① 地球温暖化防止のため、効率的なエネルギーの利用及びリサイクル材の利用等に留意するとともに、二酸化炭素排出量の削減やフロン類の漏洩量の削減に貢献するよう、環境保全に留意する。また、学校教育環境及び周辺地域環境に対する影響を十分検討したうえで、必要な措置を講じる。

② トップランナー機器の採用等を行い、消費エネルギー量を削減し、運用にかかる費用の負担軽減や環境負荷の低減に貢献する機器性能上の配慮をする。

4　事業概要

（1）事業名　　芽室中学校受電設備改修事業

（2）概　要　　芽室中学校の受電設備を更新する

（3）事業の範囲及び内容

① 実施要領及び要求水準書に基づく実施設計業務

② 実施設計に基づく受電設備更新工事（受電設備の更新に伴う一切の工事を含む）

5 適用法令及び基準等

受注者は、本業務の遂行にあたって、次に掲げる各項目を遵守すること。

（1）関係法令などの遵守

学校保健安全法、騒音規制法、振動規制法、建築士法、建設業法、建築基準法、計量法、消防法、電気事業法、下水道法、労働基準法、労働安全衛生法、建築物における衛生的環境に関する法律、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律、大気汚染防止法、国等における環境物品等の調達の推移等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関連法令などを遵守すること。

（2）適用基準

関係法令のほか、以下①～⑥の基準類を標準仕様として適用すること。ただし、一般的な工法として民間で主流となっている仕様については、町と協議してその適用を決定する。

① 共通

ア 公共建築設計業務委託共通仕様書　イ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

ウ 官庁施設の環境保全性基準　エ 官庁施設の防犯に関する基準

オ 公共建築工事積算基準

② 建築

ア 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　イ 建築構造設計基準、建築構造設計基準の資料

ウ 建築工事標準詳細図

③ 建築積算

ア 公共建築数量積算基準　イ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）

④ 設備

ア 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　イ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）

ウ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　エ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

オ 建築設備設計基準及び同解説　カ 建築設備耐震設計・施工指針

⑤ 設備積算

ア 公共建築設備数量積算基準　イ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

⑥ その他参考資料

ア 官庁施設の積雪・寒冷地設計基準及び同要領

（3）関係官公庁等への届出手続等

① 本工事に必要な関係官公庁その他関係機関への協議、報告、各種許認可、申請業務及び届出手続は受注者の負担とする。

② 関係官公庁への届出手続などに当たっては、届出内容などについて、あらかじめ監督員に報告し、承諾を得ること。

③ 関係官公庁などへの申請及び届出手続等に係る必要な費用は受注者の負担とする。

④ インフラ（電力・給水・ガス等）の引込みに関する負担金は受注者の負担とする。

⑤ 関係官公庁等と協議等を行った場合、速やかに協議記録を作成し監督員に提出すること。

（4）打合せ及び記録

① 設計・施工業務を適正かつ円滑に実施するため、学校及び監督員と密接に連絡を取り十分に打合せを行うこと。

② 監督員から進捗状況等の報告を求められた場合速やかにこれに応じること。

③ 学校及び監督員との打合せは、その都度打合せ記録を作成し、担当員の確認を受けること。

④ 打合せ記録簿は、監督員の確認欄を設けるとともに、保留事項とその検討者が履歴としてわかる書式とすること。

（5）検査・引渡し

① 法的適合検査

ア 施工業務を完了した後、必要な法定検査を受けること。

イ 検査及び是正に係る一切の費用は、受注者の負担による。

② 物件引渡し検査

ア 本業務の施工業務を完了した後、完了届を提出し町の検査員による検査を受けること。

イ 検査を行う場所及び日時は、受注者からの通知後、検査員が決定する。検査日は、当該通知を受けてから14日以内とする。

ウ 検査に合格しなかった場合、直ちに是正して再検査を受けなければならない。

③ 部分引渡しがある場合は、施設管理者などに機器の取扱い、操作方法などの指導に必要な技術者を派遣し説明を行うものとする。同説明内容については、「維持管理業務検討書」（書式については、国土交通省「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」による。）により書面に分かりやすくまとめ、監督員へ提出すること。

④ 引渡し

ア 完了検査に合格したときは、町の指示に従い工事目的物を引き渡さなければならない。

イ 建物引渡し後も１年間は町の求めに応じ、建物の各設備などの調整を行うこと。

⑤ その他

検査員による検査に際しては、現場責任者等、監督員が指名する者を同席させること。

（6）全体工程表

① 契約締結後、業務着手から業務完了までの全体工程表を町に提出すること。

② 全体工程表は、調査設計及び工事の進捗に合わせて、各業務が必要な時期に適切に行われるよう、相互の関連性を検討し記載すること。

③ 提出した全体工程表を変更する必要が生じた場合、監督員等に報告するとともに、業務に支障がないよう適切な措置を講じること。

（7）関連工事等に係る注意事項

① 町が発注する業務上密接に関係する関連工事等について、その工事が円滑に施工できるよう積極的に協議・調整をすること。

② 町は、関連工事等の内容及び図面等を必要に応じて、通知又は貸与する。

（8）提出書類

① 町が指定した様式により、関係書類を遅滞なく提出すること。

② 町が様式を指定してない場合、受注者において様式を定め監督員の確認を受けること。

③ 監督員が提出を指示した書類は、各工種（電気設備、機械設備）に分けて提出すること。その場合の部数は監督員の指示によるものとする。

6 要求水準書等の変更

（1）町による変更

町は、工期中に次の事由により要求水準書等の見直し及びその変更を行うことがある。

① 法令等の改正により、業務内容が著しく変更されたとき。

② 災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されたとき。

③ 町の事由により、業務内容の変更が必要なとき。

④ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

（2）要求水準の変更手続

町は要求水準書を変更する場合、事前に事業者に通知する。要求水準書の変更に伴い、事業契約書に基づき事業者に支払う対価を含め、事業契約書の変更が必要となる場合は、必要な契約変更を行うものとする。

7 要求水準書に記載のない事項

本要求水準書に記載のない事項は、関係法令等を遵守したうえでの事業者の提案による。

第2章　空調設備要求水準

1　設計業務

（1）業務の対象範囲

事業者は、本要求水準書に基づき、施設を整備するために必要な実施設計を行い、各官公庁等への必要な手続き等は事業者が実施する。また、事業者が必要と判断する調査がある場合は、自らの費用で調査を行うこと。

（2）一般的要件

① 停電期間が最小限となる改修方法を立案すること。

② 既存樹木が支障になる場合は、町及び学校の承諾を得て、撤去、移植または枝払いを行うことができる。

（3）計画及び報告

① 設計体制と主任技術者の設置・進捗管理

設計業務では、主任技術者を配置し、設計の進捗管理を実施すること。なお、設計着手前に次の書類を提出し、町の承認を受けること。

ア　設計業務着手届　　イ　配置技術者届（設計経歴書添付のこと）

ウ　担当技術者・協力技術者届

② 業務計画書及び設計業務完了届の提出

設計業務着手前に工程表を含む業務計画書を作成し、町に提出し承諾を得ること。業務計画書に基づき定期的に町に対して進捗状況の報告を行い、必要に応じて学校と意見交換を行いながら、設計を進めること。

③ 設計図書

設計終了時に、下記に示す設計図書等を町に提出し承諾を得ること。町は提出された設計図書等について法令・要求水準書との適合について確認し、疑義のある場合は質疑を行う。

なお、工事は町の承諾後に着工できるものとする。設計図書等の承諾までの期間を十分に考慮すること。

ア　実施設計図（JW-CAD）　　イ　見積書比較表

ウ　数量調書　　エ　工事費内訳明細書

オ　許可等申請、各種届出等　　カ　設計業務完了届

④ 設計変更について

町は、必要があると認められる場合、事業者に対して、工期の変更を伴わずかつ事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本施設の設計変更を要求することができる。この場合の費用負担については、事業契約書に定める。

⑤　着工前業務

着工に先立ち、学校との調整を十分に行い、了解を得ること。

（4）その他

① 設計にあたっては、既存の建物や屋外付帯設備への影響に十分配慮する。

② 将来の維持管理、機器更新、その他の工事を考慮し設計を行う。

③ 対象校において、将来、想定される学校の改修工事の際、更新が容易となるよう、町と十分に協議のうえ、機器の配置や配管ルートを決定する。

2　施工業務

①　業務の対象範囲

各種関係法令等を遵守し、本要求水準書、実施設計書に基づき工事を行う。

②　計画及び報告

ア　工事実施体制と主任技術者の設置・進捗管理

・施工業務においては専任の主任技術者又は監理技術者を配置すること。(現場代理人、監理技術者と兼任可)

イ　着工前の提出書類

工事着手前に詳細工程表を含む施工計画書を作成し、次の書類とともに提出し、町の承認を受けること。必要部数、データ形式等は町の指示に従うこと。また、施工状況を町に毎月報告するほか、町が要請した場合は、施工の事前説明及び事後報告を行うこと。

なお、必要に応じて法律等に定められた手続を行うこと。この場合において町が申請者となる手続については、町の委任を受けて行うこと。

・着工届

・工事工程表

・配置技術者届

・施工計画書及び工種別施工要領書

・上記全てのデジタルデータ一式

※提出書類は、施工企業が町に提出するものとする。

③　施工中の提出書類

事業者は、施工期間中に次の書類を、遅滞なく町に提出すること。

ア　下請人選定通知書

イ　退職金制度届出書、建設業退職金共済制度掛金収納届出書

ウ　工事打ち合わせ記録

エ　工事週報

オ　承諾願

カ　その他必要書類

キ　上記の全てのデジタルデータ一式

④　完成時の提出書類

施工業務の完成時に次の資料を提出し、町の承諾を受けること。必要部数、データ形式等は町の指示に従うこと。

ア　工事完成届

イ　完成写真及び工事写真帳

ウ　実施工程表

エ　完成図面（黒表紙金文字・Ａ３二つ折製本）

オ　廃棄物マニフェスト

カ　廃棄物マニフェスト集計表

キ　建設発生土等の運搬集計表

ク　要求水準書との整合性の確認結果報告書

ケ　その他施工管理記録

コ　上記全てのデジタルデータ一式

⑤　工事期間中業務

ア　各種関係法令等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って工事を行うこと。

イ　事業者は、工事現場に工事記録を常備すること。

ウ　工事が周辺の生活環境に与える大気、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、電波障害及び車両の交通障害等の諸影響についてあらかじめ検討、調査し合理的に要求される範囲の対策を施すこと。また、町に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。

エ　工事中においても、工事を円滑に推進できるように、学校に必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。

オ　周辺その他から工事に関する苦情が発生しないよう注意するとともに、万が一発生した苦情その他については、事業者の責任において、工程に支障をきたさないよう適切に対応し処理すること。

カ　工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と協議し、運行速度、交通誘導員の配置、案内看板の設置、車両のタイヤの洗浄、道路の清掃等、十分な配慮を行うこと。

キ　工事現場内の事故災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないよう万全の対策を施すこと。

ク　工事期間中は既存の施設等、周辺の他事業の運営に支障をきたさないよう十分配慮し、影響が予測される場合には直ちに町と協議すること。

ケ　町は、事業者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、事業者はこれに協力するものとする。

コ　工事により発生した廃材等のうち、その再生が可能なものについては、積極的に再利用を図ること。

サ　工事期間中においても、周辺環境に配慮し敷地内の草刈や除雪等適正な管理を行うこと。

シ　土日や祝日に工事を行う場合は町及び学校と協議し承諾を得ること。

ス　平日や夜間に工事を行う場合は町及び学校と協議し承諾を得ること。

⑥　完成時業務

ア　事業者による自主完成検査

・事業者の責任及び費用において、自主完成検査として空調設備の試運転及び不具合がないことを確認すること。

・事業者は、町に対して耐圧試験の実施結果を報告すること。

イ　町の完成検査確認

・町は、事業者による自主完成検査完了後、完成検査を実施する。

・町は、事業者及び施工企業の立会いの下で、完成検査を実施する。

・完成検査は、町が確認した設計図書との照合により実施するものとする。

・町の行う完成検査の結果、是正改善を求められた場合、速やかにその内容を是正し、再検査を受けること。

・町による完成検査後、是正改善事項がない場合は、町から完成検査合格の通知を受けるものとする。